高等教育の修学支援新制度と本資金

■ 高等教育の修学支援新制度とは

低所得世帯の学生の大学等への修学を支援する制度です。

制度内容：授業料や入学金の減免、給付型奨学金の拡充

対象学校：大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む）、高等専門学校、専門学校専門課程

対象学生：住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）及びそれに準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分）の学生

実施時期：2020年4月（2020年度の在学生が対象）～

■ 高等教育の修学支援新制度の利用が優先

○本資金の利用にあたっては、高等教育の修学支援新制度の利用を最優先とします。

○高等教育の修学支援新制度では、「授業料や入学金の減免」と「給付型奨学金の支給」を受けることができます。

○さらに、日本学生支援機構の「無利子奨学金（第1種）」も受けられる場合は、そちらを優先して利用していただきます。

○それら支援を受けても学費が不足する場合に、本資金を貸付けることとします。

○本資金では、下記の「初回貸付」と「不足分貸付」により対応します。

初回貸付

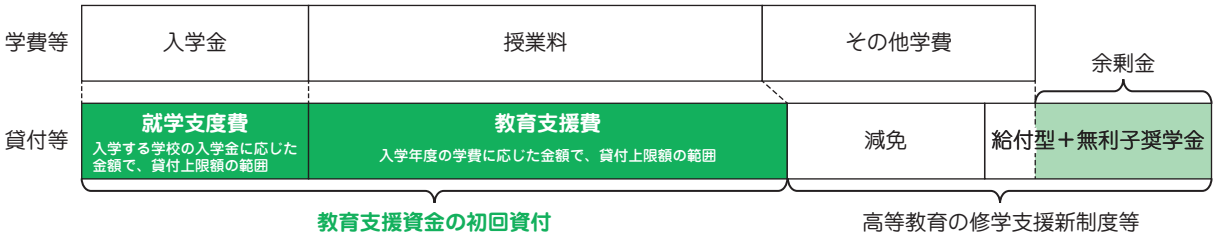
○「入学金や授業料の減免」は入学後に行われ、「奨学金等の支給」も月単位で行われます。

○そのため、手持ち資金だけでは入学金や授業料等が納期までに納入できない場合、「初回貸付」で対応します。

※基本的には学校に延納願いの届出をしてください。それにより難い場合に対応します。

○「初回貸付」と高等教育の修学支援新制度等による「減免」「奨学金」により、「余剰金」が生じた場合は、次年度以降の学費に充ててもらいます。

＜初回貸付（入学年度）のイメージ＞

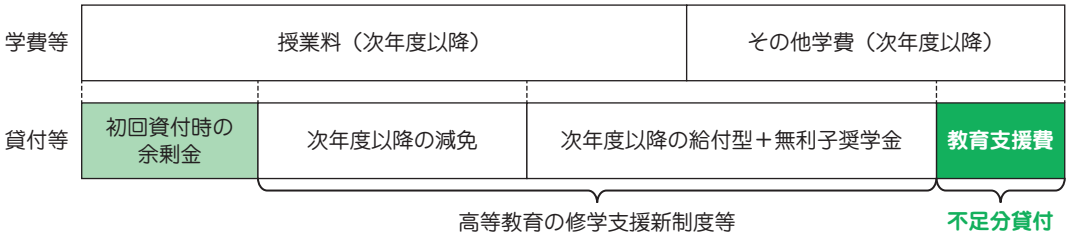


不足分貸付

○次年度以降卒業までの学費に、初回貸付における「余剰金」と次年度以降の「減免」と「奨学金」を充ててもなお不足が生じる場合は、「不足分貸付」にて対応します。

○「不足分貸付」を受ける場合は、再度借入申込みが必要です。

＜次年度以降＞



○住民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）は、「初回貸付」と「減免」と「奨学金」によって学費がまかなえることから、初回貸付のみ行います。必ず、初回貸付の「余剰金」を確保しておくようにしてください。

○国公立大学進学者も、「初回貸付」と「減免」や「奨学金」で学費がまかなえることから、初回貸付のみ行います。

年度途中の貸付

○年度途中で学費等が不足する状況となった場合、当該年度は「初回貸付」にて対応します。その場合、未払いの学費が貸付の対象となります。

○「初回貸付」と「減免」「奨学金」により余剰金が発生した場合は、次年度以降の学費に充ててもらいます。

○次年度以降の学費が不足する場合は、上記の「不足分貸付」と同様に対応します。